

『小右記』における編集者・資平の記事の選択の基準について

——千古の成長による家族内の勢力の変化を受けて——

滝 沢 優 子

序

小野宮実資の日記『小右記』（別名「右府暦記」「野府記」「水心後記」など）は、現在に伝わる伝本の全てが、実資の養子の資平の手を経た「資平本小右記」と呼ばれる祖本から出ると言われている。桃裕行氏による「大日本古記録」の編纂過程で明らかにされたことである^①。ただ、家祖の日記は無条件に尊重されるもので、一言一句違えることなく書写されるものとの思い込みがあった。そのため、現『小右記』の伝本の祖が、実資の自筆本でなく「資平本」であることの意味が問われることなく今に至っている。古写本の本文中の該当部に資平の花押が押されていた事も知られているが、資平が祖本を作成した事情を考察した論はごくわずかである。「右府暦記」（実資の生前から通行していた「右府暦記」を、その自筆本を指す

語とさせて頂きたい」と、「資平本小右記」の差異について言及されたことは皆無である。「資平本小右記」（或いは「統合版小右記」）は、実資の指示に拠って作成されたものとして、資平が『小右記』伝本の祖本の作成に関わった影響を全否定する説もある^②。

しかし、先入観を捨て『小右記』本文を検討すると、資平による書き込みや改変が疑われる箇所が存在することは、前稿で指摘した。このような加工をしてまで『小右記』を単なる部類記や、別記の集積としなかった理由についても、些か試論を述べさせて頂いた。

尤も、前述の如く、今に伝わる『小右記』は、全ての系統が「資平本」から出ている為、諸本の比較によってこれを証明することは出来ない。よって内容を丁寧に検討することのみが、それを明らかにする手段である。

一、

前稿において、資平が十代の頃の失態を一部削除している可能性を指摘した。ただ一方で、自身に都合の悪い記事はすべて削除したかといえは、そうでもない。除かれなかった理由が不明な記事もある。その一つが、『小右記』長元元年九月廿七日条である。

該当部を次に掲げる。^⑥

未始許中將從南京送書狀、從昨寅時許腰如折心神不覺、乗船參上、可給車於鴨川尻者、乍驚少將資房・兼成馳向、今日除目、仍不聞中將所勞案内參内、乘輦如例、資高相從、參入敷政門、未着陣間、於壁後人々申文以資高令付頭、(略…「除目」)余婦家之次、留車於中將家門、問案内、家人云、未婦者、驚奇無極、扨曉可馳下中將許之由仰師重了、小時中將乍乘車來西門門外、以師重令言案内、解脫臥車内、帰宅後令問子細、云、一昨丑剋許奉春日御社奉幣了、返宿所「威儀師慶範宅」、食了一寢後、心神不覺、腰亦不動、不知東西、病迷無極、以表衣・下襲・表袴等諷誦御寺之後、食粥、無苦痛、得尋常、其後又発煩、然而不似初発煩、扶乗船參上、今日頗減自昨日、陳雜事涕泣、遣内供(良円)、致祈祷、夜深内供來云、雖非重猶可恐者、余所思不淨參入歟、早日小女出從清水寺

長元元年九月二十七日条^⑦、この日は、除目が行われる日であった。既に実資は七十二歳、正二位^⑧、右大臣に至っており、除目に強い関心を寄せていた様子は窺われない。のんびりした雑事の記事が表れる。昼過ぎ、奈良に赴いていた資平から手紙が届く。そこには、未明から腰が折れるように痛み、意識も朦朧とする程であること、(馬に乗れないため)船に乗って鴨川を上って来たので、川岸へ車を迎えに来させてほしいとの、緊急の要請であった。資平の息子の資房と、今一人が慌てて鴨川に向かう。深夜に及ぶ除目を終え、実資は自邸に帰る次いでに、近接する資平宅に立ち寄り、門前に車を停めて容体を確認しようとしたところ、家人が言うには「未だ帰っていない」とのこと、実資は大いに驚き訝った。明け方師重を資平の許へ遣わすと、程なくして資平の乗った車と西門の外で行き合ったが、資平は下着姿で車内に臥せているとのことだったので、師重に、資平が帰宅した後に、子細を尋ねさせた。その報告によると、「一昨日の深夜春日社に奉幣し終え、宿所に戻って寝たところ、気分が悪くなり腰も動かなくなりました。余りにも苦しいので、着て来た表衣・下襲・表袴等を病悩平癒の祈祷料として寺に納め諷誦させたところ、一旦体調は回復しました。しばらくして又痛み出しましたが、最初ほど酷くはなく、どうにか船に乗って戻って参りました。今日は昨日よりもずっと病状は軽減しています」と、涙をこぼしな

がら述べた」という。内供良円（実資の卑腹の実子）を遣わして祈祷させた。深夜、良円が言うには「重くはありませんが用心した方が良いでしょう」とのことである。不淨のことがあったのであろうか。早旦千古が清水寺を出た。

さすが、実資と言うべきか、除目を終えて帰宅する途中に立ち寄り、資平の容体を確認するまでの過程が事細かに記されている。並の記主ならば、資平の状態だけを載せて事足れりとするだろう^⑩。が、実資が未明に資平宅に立ち寄った際には、資平がまだ到着していなかったこと、払暁まで待つて人を遣わしたことが、門外で資平の乗った車と会うことが出来たが、下着しか身につけていない状態だったため、面会を遠慮したこと、資平が邸内に入ってから改めて面会して事情を尋ねさせたこと、と、現況を確認するまでのすれ違いが丁寧に——いや寧ろ延々と——描かれる。また、「陳雑事涕泣」という姿が印象的である。「今日頗減自昨日」と言いつつの「涕泣」に、養父に対する資平の強がりが見て取れる。心情の表れとしての涙なのか、腰の痛みから来る生理的な涙なのか判断としないが、いずれにせよ四十過ぎの男性が涕泣する様は、あまり自慢できるものではない。第一、何の行事とも関連せず、有職故実の部類にも入らない記事である。だが資平は、記事を削除できる立場にいたにも関わらず、これを『小右記』の記事として残しているのである。

『小右記』における編集者・資平の記事の選択の基準について

二、

この記事の存在意義を考察するために、まず、資平が奈良に赴いた理由を整理しておきたい。

資平が奈良に赴いたのは、九月二十五日の暁のことである。資平が実資に説明したところでは、春日社に参詣し、二十七日の払暁に奉幣した後は即、京に戻る予定であった。今回の二十七日の除日には、公卿を召すことは無いだろうから、とも言い添えている。時に資平四十二歳。寛仁元年三月に参議に任じられてから既に十年、中納言への昇進を確実視する声も前年あたりから聞こえ、この除日が間近になる頃にも噂になる^⑪。日程的に見ても、中納言への昇進を祈念する為のものであったろう。

資平が官職に関わる祈念をするのに、春日社に奉幣するのは、この時が最初ではない。

早くは、長和三年十二月廿二日条に「資平今暁参春日御社、明暁可奉幣者」との記事が見える。長和三年といえば、蔵人頭の任官を巡って、三条帝と道長の衝突があった時期である。『小右記』長和四年は、正月・二月・三月を欠くが、『公卿補任』によれば長和四年二月十八日、資平は蔵人頭に任じられている。この時の「靈験」を信じてか、万寿二年、兼官を希望していた資平は、十二月十

二日、真冬の暁に春日社に参詣し、翌朝の未明に奉幣し、その日の内に帰京している。

これよりほぼ一年前の万寿元年には、十一月十六日・十二月七日・十二月十七日と深夜から明暁にかけて、こちらは大原野社に参詣している。

大原野社も、春日社と同じく藤原氏の氏神を祭った社であるから、参詣の意味するところはまた同じであろう。さらに遡って治安三年十二月一日には、払暁に大原野に参詣し、午剋には帰っているのを始め、ひと月と経たぬ廿五日にも、朝方に大原野に参詣して昼ごろに帰って来た記事が見える。

藤原氏の子弟である資平が、春日社・大原野社に奉幣し、身の栄達を祈願することは極めて自然なことである。しかし、この稿で大原野社・春日社参詣に注目するのは、その参詣の全てが、実資の娘の千古の成長と婚姻に関する状況の変化と呼応するように、相前後して『小右記』中に表われるからである。

三、

古い順に並べる。

- ①長和三年十二月廿二日、春日社に参詣
- ②治安三年十二月一日・廿五日、大原野社に参詣

③万寿元年十一月十六日・十二月七日・十七日、大原野社に参詣
④万寿二年十二月十二日（十一日条・十三日条）、春日社に参詣
⑤万寿四年正月十五日、（正月十四日条）春日社に参詣、

⑥長元元年九月廿五日（廿四日条・廿七日条）、春日社に参詣、
春日社への参詣については、遠方のため実際に現地に赴き奉幣した日付の前後に、実資への報告がなされることとなり、日記の日付とはズレが生じる場合がある。

さて、①の長和三年については、前年（長和二年）八月十日条に、千古の著袴の準備が進められていたことが記されている。死亡率の高い乳幼児期を脱しつつあったと知れる。

②については、半年前の治安三年六月廿三日、千古に縁談が持ち込まれたことに影響されたのであろう。資平の実兄・経通の娘が右近少将実康を嫁に迎えた、その祝賀の気配の漂う日、関白から師房と千古とで、撰関家と小野宮家の縁を結んではどうか、との打診があったのである。

この時は、着裳の儀も終えない時期で、特に返答はしていない。その為か、資平も殊更な反応を示すことはなかった。しかし、千古の着裳の日を占わせ、千古の婚儀の日の吉日が占われたと同時に、千古の家司が定められ、また千古の為の仏事が頻繁に行われるようになるなど、千古の結婚を見据えた着裳の準備が着々と進むにつれ、

ひと月の間に二度も大原野社に参詣するという行動を起こすのである。

『大日本古記録』の頭注を利用して、前後関係を見ておく。(資平の行動には◎を付した)

治安三年六月廿三日、(頼通源師房ト実資女トノ婚姻ヲ仲介セン

トス)

七月九日、(賀茂守道ヲシテ資房ノ回復ノ時期及ビ千古

ノ着裳ノ日ヲ占セシム)

八月十六日、(千古ヲ伴ヒテ念誦堂ニ渡ル)

八月廿日、(千古ノタメニ薬師如来ヲ供養ス)

八月廿八日、(安倍吉平ニ千古ノ婚儀ノ日ニツキテ問フ)

(千古ノ家司ヲ定ム)

閏九月九日、(千古ノタメニ祇園社当季仁王経読経ヲ行

ヒ奉幣ス)

閏九月廿八日、(千古ノタメニ諷誦ヲ修ス)

十一月廿二日、(大原野祭・奏報)

十一月廿八日、(千古ノタメノ修善ヲ行フ)

◎十二月一日、(晩景宰相来云、払曉參大原野、午剋帰来、

十二月廿三日、(女児ノタメニ如意輪供ヲ行フ)

◎十二月廿五日、(資平大原野社ニ詣ス)

『小右記』における編集者・資平の記事の選択の基準について

十二月廿八日、(師房道長女ト婚ストノ風説アリ)

十一月廿二日、大原野祭の通例の奉幣も行っているから、二ヶ月の間に三度も大原野社に祈願したことになる。三日後の十二月二十八日には、賀候補の師房が道長の娘に賀取られるという情報が飛び込んでくる。資平は、法性寺座主の話として、師房の婚儀については余人が口をはさめる状況にない事を実資に伝えている。

③の万寿元年十二月の大原野社への参詣は、この秋から始まった千古の着裳の準備が原因と思われる。この年の十一月十一日条によれば、実資が春日社に奉幣したのを知った資平は、同じく奉幣して、実資に同調する姿勢を示している。一方で十一月十六日には、行幸の路の巡検であるとして、独自に大原野社に参詣しているから、心中複雑であったのだろう。また、十二月七日条には、寅刻に大原野社に参詣し、神域で見た六匹の鹿を吉兆として実資に報告している。十二月十五日条には、弁官の兼官を願い出ていたが、強力なライバルの登場で希望が叶う可能性が低くなったことを歎く様が描かれている。この不安な状況の好転を祈念するためであろう、十二月十六日には、再度大原野社に参っている。同月二十六日条には、資平の兼官希望を実資が閏白・頼通に達している記事も見えるから、実資も養子の朝堂における立場に無関心だったわけではない。それでも、千古の着裳に関する記事の出現の多さを考慮すると、資平が強

不安に苛まれるのも無理からぬことである。

④の、万寿二年十二月の春日社への参詣は、着裳の済んだ千古に、長家との縁談が持ち上がったことに影響されているだろう。

万寿二年二月二日、乙卯、大原野祭、仍奉幣、宰相来、同奉、

三月八日、〈臨時仁王会・千古ヲシテコレヲ拝セシム・

千古ノ母等身薬師如来像ヲ造顕ス・千古ノ為

ニ調伏法ヲ修ス〉

③三月十六日、〈資平兼官実現ノ望少キヲ歎ク〉

八月四日、〈智真ヲシテ千古ノ赤斑瘡ヲ祈祷セシム〉

八月廿九日、〈藤原長家室卒ス〉

③十一月五日、〈頼通資平ノ兼官ヲ容ルル色アリ〉

十一月廿二日、〈道長千古トノ婚姻ヲ長家ニ勸ムトノ説〉

③十二月一日、〈頼通資平ノ希望成就スベシト云フ〉

十二月三日、〈長家ト千古トノ婚姻ハ母源明子及ビ長家

自身ノ諾セルトコロナリトノ説〉〈道長長家

ニ勸ムトノ説〉

③十二月十一日、〈資平春日社ニ参詣奉幣セントス〉

③十二月十三日、〈資平春日社ヨリ帰ル〉

③十二月十五日、〈長家資平ニ会见ヲ求ム・長家資平ニ逢

ヒテ心事ヲ述ブ〉

十二月十八日、〈千古ノ為ニ大威徳法ヲ修ス・等身毘沙

門天像ヲ造顕シコレヲ供養ス〉

③で取り上げた兼官問題も依然として継続していて、三月十六日条には、兼官に希望が持てない旨を述べている。ただ、この直後に春日社はもちろん大原野社にも赴いた様子は見えない。資平の左近中将の兼官が決まるのは、翌年の四月二十七日であるから、二年ばかりの間不安定な状態に置かれていた。そこへ、十一月下旬になって動き出した長家と千古の縁談である。始めは噂程度であったものが、徐々に長家側の情報もたらされていて、現実味を帯びて来る。ひと月先の直物に、期待をかけるのも当然であろう。十二月十二日の春日社参詣は、こうした状況下で行われたのである。

すると、資平が奈良から戻った三日後のこと。千古の賀候補の長家から、資平に面会の申し入れがあった。長家が資平に語ったのは、千古との縁談の延期であった。長家は先妻を亡くしたばかりで（万寿二年八月廿九日）、一周忌が過ぎるまで延期したいと言う。これを藤原氏の氏神様の御加護、と感じたかどうかは定かではないが、この後、年内に春日社および大原野社に資平が詣でた記事は無い。十二月十八日には、実資が千古の為に「妨礙悪念を攘はんが為」大威徳法を修せしめ、また等身の毘沙門天を新たに奉顕している。

⑤の万寿四年の正月の春日社への参詣も、やはり千古と長家の婚

儀が影響していると思われる。④で見たように、先の縁談の中断から一年以上が経過したこの年、年明け早々、九日から婚儀の日取りが云々され、十日には実資が内々に婚儀の準備を開始している。しかし、十一日には長家本人から再度延期が申し入れられ、実資はこの縁談には先が無い事を感じ取っている。

実資が、千古と長家の婚儀に見切りをつけたのであるから、資平が春日社に参詣する必要は無くなったようにも見える。だが、十五日に春日社へ向けて出立しているのは、宿所の用意など、手配の都合から急に取りやめることが出来なかつた為だろうか。尤も氏神への参詣の主たる目的である昇進については、取り止める必要のない祈願であるから、そのまま続行したと考えるのが最も素直な解釈であろう。或いは、長家の実資に直接延期したい旨を伝えた翌日、道長が長家を叱責して、たとえ延期しても必ず婚儀は実現させると資平を介して実資に伝えさせているから、まだ破談を確定的に捉えられない状況であったことも原因として挙げられるかもしれない。ともかく、千古の婚儀と、資平の春日社参詣が同時期に表われた例である。

そもそも春日社は藤原氏の氏神を祭る神社であるから、資平が祈願したのは千古の破談ではないだろう。場合によっては、義妹の結婚が一門に好影響をもたらす可能性がないわけではないからである。

『小右記』における編集者・資平の記事の選択の基準について

しかし、①から④までは十二月という厳冬期での参詣である。除目や直物の時期が定まっている故でもあるが、真冬に山深い大原野社・山を越えて行く春日社への道中は、もはや苦行の域である。こうした資平の懸命さは、千古の婚姻によって受けるダメージ―小野宮家における地位の低下―を、自身の昇進によって克服しようとしていると考えられる。故に、千古の成長や縁談の進行と、自身の官位に関わる問題が重なった時に、春日社及び大原野社に参詣を繰り返すのではないだろうか。

四、

⑥の長元元年九月廿五日の春日社参詣に関しては、これまでの例とはやや異なる理由かもしれない。長家との破談以降、千古の掣取りが休止状態の時期であり、特定の人物との婚儀が取り沙汰された形跡はない。ただ、縁談が持ち込まれなければ持ち込まれないで、実資は気を揉むことになる。

万寿四年七月廿五日、〈千古ノ為ニ法華経ヲ読経セシム〉

九月廿一日、〈月食ノ慎ニ依テ千古並ニソノ母ノ為ニ修善ス〉

十月廿八日、〈千古ノ為ニ千手観音法ヲ修ス〉

十二月廿八日、〈千古園城寺ニ於テ読経ヲ修ス〉

『小右記』における編集者・資平の記事の選択の基準について

二二

十二月三十日、〈千古ノ為ニ河臨被ヲ修ス〉

長元元年九月十三日、〈千古ノ為ニ仁王講ヲ修ス〉

◎九月十六日、〈資平ノ昇進ニ就テノ源顯基ノ説〉

九月廿日、〈千古ノ為ニ良円ヲシテ清水寺ニ於テ千手観

音法ヲ修セシム〉〈千古清水寺ニ詣ス〉

◎九月廿二日、中将来、隨身資房・藏人経季・小童等向清

水寺、為訪小女歟、小時帰来、

九月廿四日、〈資高清水寺ニ詣ス〉

◎ 〇 〇 〇
〈資平春日社ニ參詣奉幣セントス〉

九月廿五日、〈藏人式部丞経任清水寺ニ詣ス〉〈千古ノ家

人ナリ〉

◎ 〇 〇 〇
今晩中将參春日、

◎ 〇 〇 〇
九月廿七日、〈資平奈良二病ム〉

万寿四年七月廿五日、千古の為に法華經を讀經させたのを始めとして、毎月のように神仏への祈願・祈禱行為が行われるようになる。長元元年に入っても状況は変わらない。とはいっても、長元元年の春夏季は『小右記』本文が伝わらず、七月以降の状況しか知ることができないのだが、殊に九月に入ってからのお事は、以前に倍して増加する。

九月十三日から五日間の仁王講を修したかと思えば、九月廿日か

ら七日間、清水寺で千手観音法を修せしめている。この清水寺に千古も赴いての祈禱には、小野宮家の一門に連なる者が次々に土産を携えて御機嫌伺いに訪れていて、単なる良縁祈願に留まらず、各々の千古への忠誠心を試す行事と化していた感がある。

その中で、九月廿二日、実資の許を訪れた資平は、一男・資房と実の甥の経季、資仲と思われる小童を連れて清水寺に向かい、それほど時間を過ごさず帰って来ている。これを記す実資の筆には少し含みを感じられる。七十二歳の実資に比して、四十二歳の資平は宰相中将の職にある所謂現役世代である。義理の妹とはいえ、その良縁祈願に長々と付き合う時間的余裕が無いことは理解できるのだが、実資は気に食わなかったようである。「為訪小女歟、少時帰来」と清水寺に向かった資平らの行動を、疑問形で記している。手ぶらで千古を訪れ、すぐに帰ったことを実資が、千古への忠誠心の欠如と捉えたが故の反語表現ではないだろうか。続く文の「前備後守義通進大垣年内可造了由申文」とは、話題の連続性に乏しく、何らかの脱文があるように感じられなくもない。千古の良縁への不熱心さを非難する文言が続いたものを、資平が後に『小右記』を編集した際に削除したとも考えられるが、想像の域を出ない。

このように千古の存在感が増す中、実資との関係に結びの生じた資平は春日社に向かうのである。出立の日の九月二十五日条は、

「今暁中将参春日」の短文以外は、千古に名簿を提出した者の名、千古の為の千部法華経転読の話題、「有志」と称される者達からの差入の内容が全てである。日記の記事においても、資平が占める割合は極めて少ない。

五、

さて、資平の春日社（及び大原野社）への参詣のありかたを、煩を厭わず見て来たが、これらを踏まえて、始めに取り上げた長元元年九月廿七日の記事に戻る。

清水寺での千古の為の祈祷は続いていたが、本稿の「一」でみたように、資平からの緊急の要請に実資は、文字通り親身の対応を見せるのである。この日だけに終わらず、翌二十八日には陰陽属大中臣為俊に、二十九日には賀茂守道朝臣に資平の病気を占わせている。三十日には河臨祓や法華経・般若経の説経を行わせていて、実資の庇護者としての面が強く表われる。実資との関係を改善するという点で、突然の病気が良い契機となったわけである。

つまり、当該条は資平にとって、実資の多大な恩情が示された一件であり、除くべきでない記事であったと言える。千古の為の祈祷の記事が連続する中であって、資平も実資の「身内」として手厚くもてなされている事を印象付ける記事なのである。容体を確認する

までのすれ違いをも詳述せずにはおれない実資の癖も、資平にとつてはこの際有利なものだったろう。一見、無駄とも思える記述も、重要な意味を持っているのである。

結

『小右記』は「いわゆる公卿日記としてはその代表格というべき日記¹⁰」と説明されることが多い。だが実は、他に類を見ないほど私的記事が多く、感情も書き付け、身内の動向にも筆を及ぼすなど、かなり異色な日記なのである。こうした『小右記』の特色は、もちろん第一には記主・実資の資質や意思に拠るものである。だが、伝存する『小右記』の祖本を編集した資平の側の事情が、大きく影響している面も踏まえておく必要がある。

資平は、実資の複数の養子のうち、最も年長で実資の養子となつた時期も最も早い。よって長子相続に近似した様相を呈するが故に、後世の家父長制の感覚とも矛盾せず、長く「嫡養子」として受け止められて来た。また、偶然にも、実資も祖父・実頼の養子となり、その邸宅を譲られて「小野宮」と称された如く、養子が継ぐという相似から、この継承の在り方に、さほど疑問は持たれなかった。

ところが、前稿で指摘した通り、資平が実資所有の文書類を伝領するまでには、家族や姻戚関係の変化に伴う複雑な変遷があり、言

『小右記』における編集者・資平の記事の選択の基準について

うなれば結果的な伝領である。しかし、資平を「嫡養子」と考え、その系統を嫡流と見做してきた理由は、『小右記』の保有と同時に『小右記』の内容そのものに因るのではあるまいか。現『小右記』祖本が当初、資平系によって伝領されていたことは、即ち、当初の読者は資平直系の子孫であったことになる。資平が『小右記』を編集する行為の基底に、我が流の正当性を補完する意図があったとするのは穿ち過ぎであろうか。「小野宮」の呼称を失った資平系が、自らの所屬を明らかにするために編集したものであるからこそ、後世これが「家」から離れて世間に現れた時、「嫡流」との解釈を誘引することとなったのではないだろうか。

『小右記』は確かに「歴史的資料としての価値が極めて高い」¹⁶漢文日記ではあるけれども、直ちに現代の我々に向けての「資料」であった筈はない。公事に類しない記事をふんだんに盛り込んだ『小右記』には、別の目的があったと想定すべきではないだろうか。我々に潤沢な情報をもたらす『小右記』の記事の選択や配置は、本稿で考察したように、資平の後継者としての資格を説明する為のものとして、存在意義が明確になる例が多い。『小右記』は「右府暦記」を素材として、資平が小野宮家を継承に到る過程を物語るものである。

注

- ① 桃裕行「小右記諸本の研究」(『東京大学史料編纂所報』第五号 昭和四十六年三月)(『大日本古記録 小右記 十一』解題、昭和六十一年三月二十八日 第一刷発行、平成四年三月十八日 第三刷発行)のち「小右記諸本の研究」『古記録の研究(上)』(桃裕行著作集4、第四部に所収、思文閣出版、一九八八年九月二十日発行)。
- ② 注①論文および、今江廣道「『小右記』古写本成立私考」(岩橋小弥太博士頌寿記念会編『日本史籍論集』上巻所収、吉川弘文館、昭和四十四年十月一日印刷、昭和四十四年十月十一日発行)。
- ③ 注②今江論文、及び拙稿「立身報国の物語『小右記』——資平本『小右記』を読む」(廣田收編『日本古典文学の方法』所収、新典社研究叢書265、平成二十七年一月二十二日 初版発行)。
- ④ 三橋正「『小右記』と『左経記』の記載方法と保存形態——古記録文化の確立——」(倉本一宏編『日記・古記録の世界』思文閣出版、二〇一五(平成二十七年)年三月三十一日発行)。
- ⑤ 注③拙稿。
- ⑥ 引用の本文は『大日本古記録 小右記』に拠った。
- ⑦ 以下『小右記』は、特に必要な場合を除き表記せず、日付のみを示すこととする。
- ⑧ 長保五年二月『公卿補任』。
- ⑨ 治安元年七月任『公卿補任』。
- ⑩ 注④論文に於いて三橋氏は、実資が『小右記』の統合・書写作業をもって編年化を目指した理由として、第一に「50年以上にわたる日記の分量が膨大になりすぎたこと」を挙げておられる。しかし、小論で取り上げた当該条のように、不要と思われる記事が残されているところを見ると、その目的と行為と間に矛盾があるように思われる。

- ⑪ 万寿四年五月十七日条。
⑫ 長元元年九月十六日条。
⑬ 『公卿補任』。
⑭ 『日記文学事典』（勉誠社、平成十二年二月二十五日 初版発行）、「小右記」項、守屋省吾氏執筆。
⑮ 注③拙論。
⑯ 注⑭同項。

参考文献

繁田信一『かぐや姫の結婚』（PHP研究所、二〇〇八年十月二十九日 第1版第1刷発行）